

平成30年4月から
変わります、

国民健康保険制度

道民の約25%が加入する国民健康保険。国民皆保険を持続していくため、道民みんなで支え合います。

【詳細】国保年金課国保給付担当・国保賦課係 ☎ 381-1028

運営が市町村単位から 都道府県単位に

今月から、市町村単位で運営されていた国民健康保険は、都道府県が財政運営の責任主体として加わり、市町村とともに運営する仕組みに変更となります。このことを、「国保の都道府県単位化」や「国保の広域化」といいます。

都道府県単位化の 目的と概要

国民健康保険制度は、日本の国民皆保険の最終的な支え手です。しかし、小規模の市町村や、財政赤字の市町村が多く存在し、構造的な問題を抱えています。

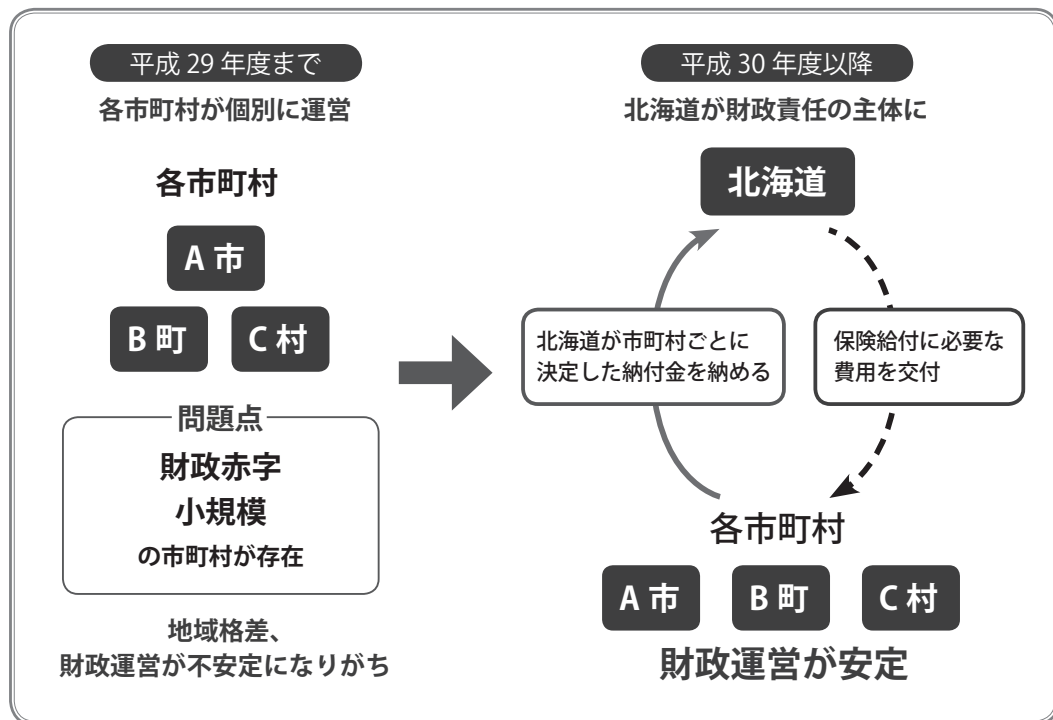
国民健康保険制度を存続、安定化させるため、国は公費による財政支援の拡充（全国規模で約3400億円）と運営体制の見直し（市町村単位から都道府県単位での運営に変更）を行いました。



高額療養費の多数回該当 の通算が引き継がれます

高額療養費の多数回該当とは、当月を含む過去12か月以内に高額療養費に該当した月が3回以上あった場合、4回目から自己負担金額が低くなる制度です。

平成30年度から北海道が該当資格の管理を行うため、これまで市町村単位で通算していた該当回数が、北海道内でも他の市町村に転居した場合でも通算されるようになります。



制度移行の手続きは不要です、窓口は従来どおり市町村へ

制度移行時の手続きなどは一切必要ありません。お持ちの保険証は、今までどおり記載された有効期限までご利用できます。

また、加入および脱退、住所変更、給付の申請などの手続きは、従来どおり市町村が窓口となります。



窓口は江別市のままです！

国民健康保険税を改定します

今回の制度改正により、江別市は平成30年度から、北海道に割り当てられた額の納付金を納めますが、これまでの税率（額）では保険税の収納に不足が見込まれるため、国民健康保険税（国保税）を改定します。

国民健康保険制度を全道で支え合い、持続していただけるよう、ご理解とご協力をお願いいたします。

※平成30年度の納税通知書は6月に発送します。

保険税の決定方法

国保税は、北海道から示される納付金などを基に、江別市が保険税率（額）を定めて賦課します。

北海道に収める納付金は、市町村ごとの加入者の所得や、医療費水準により増減します。所得やかかった医療費が高い市町村は納付金の割り当てが多くなり、逆に低い市町村は納付金の割り当てが少なくなります。つまり、この納付金の割り当てなどにより国保税が変わることになります。

江別市の国民健康保険税率（額）表 (年額)

区分	税率等	平成 29 年度	平成 30 年度
基礎課税分 (医療分)	所得割率	8.3%	改定なし
	均等割額	2万 4,000 円	
	平等割額	2万 5,500 円	
後期高齢者支援金等 課税分	所得割率	1.6%	1.7%
	均等割額	5,000 円	5,300 円
	平等割額	5,500 円	6,000 円
介護納付金課税分 (40歳～64歳)	所得割率	1.7%	1.8%
	均等割額	8,800 円	9,600 円

北海道は、各市町村で差が大きい国保税などを平準化し、道内で公平な負担に近づけていくことを将来の最終目標としています。

国からの財政支援と平成31年度以降について

納付金制度の導入により、急激に国保税などが上がると見込まれる市町村に対し、国が財政支援し、緩やかに公平な税負担になるよう、激変緩和

和措置を実施しています。

江別市は平成30年度の激変緩和措置の対象です。激変緩和措置額は年々減少するため、今後も国保税改定の必要性が見込まれます。国保税の改定時期や改定率（額）などは、平成31年度以降の納付金に基づき決定し、お知らせします。

【詳細】国保年金課国保賦課係
☎ 381・1028

国民年金の手続きはお済みですか？

20歳以上60歳未満の方は国民年金への加入が必要です。会社員や公務員の方が退職したときは、厚生年金の資格喪失日から14日以内に国民年金へ変更の手続きを行ってください。扶養されている配偶者も同じく手続きが必要です。国民年金保険料の納付が遅れる、または保険料未納の期間があると将来の年金受給の際に不利になります。

平成30年度の国民年金保険料は1か月1万6,340円です。前納や口座振替による納付で保険料が割引になりますので、是非ご利用ください。

【詳細】国保年金課年金担当 ☎ 381-1028
新さっぽろ年金事務所国民年金課
☎ 892-9316

国民年金の学生納付特例申請

大学や各種専門学校などに在学中で国民年金保険料の納付が難しい場合、納付特例申請し、承認を受けると在学期間の保険料納付が猶予されます（2年1か月前の月分までさかのぼり申請が可能）。

手続きは年度ごとに必要で、今年度の申請は4月から受け付けを開始します。

申請に必要なもの

年金手帳、印鑑、学生証または在学証明書。

※会社を退職し学生になった場合は、雇用保険離職票などの失業を証明する書類が必要になる場合があります。

【詳細】国保年金課年金担当 ☎ 381-1028

新さっぽろ年金事務所国民年金課 ☎ 892-9316

